

平成 30 年 3 月 15 日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 中央会
理事長 藤 井 蘭 子

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動
計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 「配偶者出産休暇」の設定及び取得促進

<対策>

- ・平成30年 4月 子の出生時に父親に2日間の「配偶者出産休暇」を与えるため、関係規程を整備する。
- ・平成30年 5月 職員会議等により周知する。

目標2 法を上回る子の看護休暇制度を導入

<対策>

- ・平成30年 4月 制度内容（対象となる子の年齢、日数、休暇の扱い等）を検討する。
- ・平成30年 5月 関係規程を整備する。
- ・平成30年 6月 当該制度について、職員会議等により周知する。

目標3 「育児・介護休業法」等に基づく子育てに関する諸制度の周知

<対策>

- ・平成30年 4月 育児休業等、諸制度についてパンフレット配布等により全職員へ周知する。